

厚岸町地域福祉計画

平成 19 年度～平成 23 年度

平成 19 年 3 月

厚 岸 町

～ 目 次 ～

第1章. 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	3
第2章. 地域の現状と課題	5
1. 地域のとらえ方.....	5
2. 地域がかかえる課題.....	6
第3章. 計画の基本的考え方と目標	9
1. 計画の基本的考え方.....	9
2. 計画の目標 - 5つの柱 -	10
第4章. 具体的施策と各主体の役割	13
1. 住民意識の高揚と参加の推進.....	15
2. 地域の人材の確保・育成.....	18
3. 地域の場所の活用.....	20
4. 地域住民が孤立することのない相談機能の強化.....	22
5. 連携のための調整機能の充実.....	24
第5章. 計画の推進体制	27
第6章. 計画策定についてエラー! ブックマークが定義されていません。	
1. 計画策定の経緯.....	29
2. 厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会名簿.....	30

第 1 章. 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町では、これまで、町民の健康については平成 14 年度に「みんなすこやか厚岸 21」を、福祉分野では、障がい者については「厚岸町障がい者福祉計画」、児童については「厚岸町次世代育成支援行動計画」を平成 16 年度に、高齢者については平成 17 年度に「第 3 期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定してきました。

しかし、少子高齢化の一層の進行など、社会構造の変化を踏まえ、町民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援し、「健康寿命」を伸ばしていくことや、子育てを地域で見守る環境の整備などが課題となっているとともに、介護保険制度や障がい者福祉の制度の変更等において、制度の円滑な運営やサービス基盤の整備などが課題となっています。

しかし、いずれの課題にも共通することは「地域の力で互いに支援しあい、地域の中で解決していくこと」が必要であるということです。健康分野においても、福祉分野においても個人の力によって多くの課題を解決していくことは困難です。

本町の地域福祉は、地域における健康・福祉の課題を、町民のみ、行政のみの力ではなく、町民と行政の「協働」によって解決していくことを目指します。

2. 計画の位置づけ

(1) 基本構想・基本計画との関係

地域福祉計画は、本町の総合計画に掲げるまちづくりの基本目標である「ひとに活力 まちに魅力 創意ではばたく 新生あっけし」を実践する施策を推進するための健康・福祉の基本計画という性格を持ちます。

また、本町の町民憲章（注 1）に定められたように、町民等と行政とが共に手を携えて、健康・福祉のまちづくりに取り組んでいくための計画です。

（注 1）町民憲章

1. 健康でよく働き協力して楽しい家庭をつくりましょう
2. 教養を高め心を豊かにして、あたたかい社会をつくりましょう
3. きまりを守り他人の立場を考えて、住みよい町にいたしましょう
4. 海をきれいにし、緑を育てて美しい町をつくりましょう
5. 子どもたちの夢を育て、幸せな未来が約束できるようにしましょう

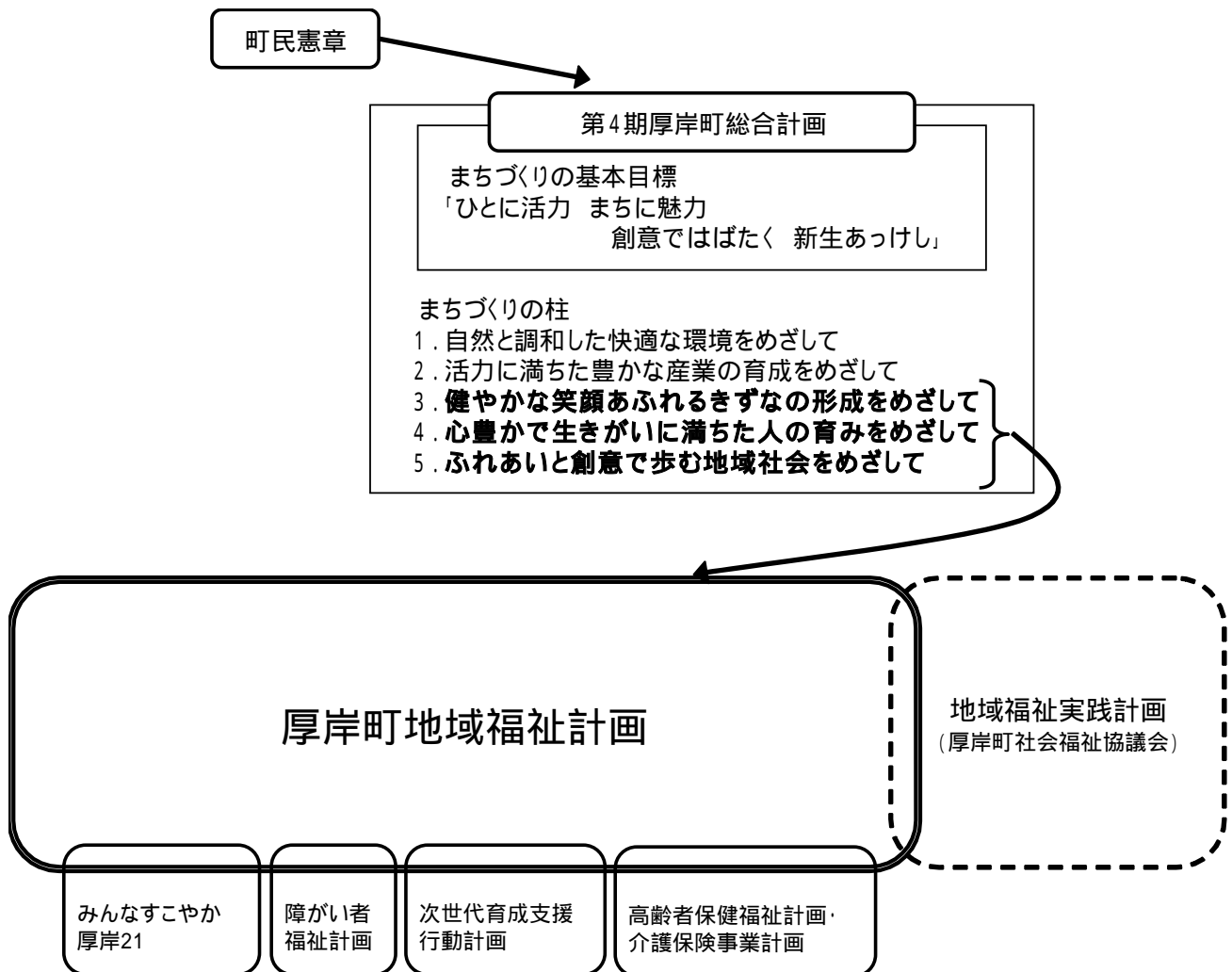
(2) その他の計画との関係

この計画は、健康増進および障害者福祉、児童福祉、高齢者保健福祉に関する計画やその他住民一人ひとりの生活にかかわるすべての行政計画と、先に掲げた健康・福祉の理念を共有するものです。

そして、地域における施策の推進について共通する部分を取り扱い、併せてそれを推進補完するための総合的な計画とします。

(3) 地域福祉活動計画との関係

また、平成 15 年度に厚岸町社会福祉協議会が策定している地域福祉実践計画は地域福祉を推進する住民活動の目標を定めたもので、町が策定する地域福祉計画と連携するものとなります。



3.計画の期間

この計画は、地域の新たなニーズに対応するため、計画期間を平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年（ただし、3 年毎に見直し）とします。

第2章.地域の現状と課題

1.地域のとらえ方

(1)本町の状況

行政計画としての観点から、関係計画との整合性を勘案すると町全体を一つの圏域と考えることができます。

しかし、本町の広大な総面積とそこにある自然環境や地形ならびに歴史的背景をもとに発達した諸産業、そして産業の発達とともに各地域の形成がなされてきました。

また、一市六町一村で構成される釧路支庁の中における本町という位置づけも考慮していかななくてはなりません。

このような状況の中、現在、それぞれの地域ごとに自治組織を形成し、自分たちが住んでいる地域という場所に主眼を置き、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、健康な人もそうでない人も、すべての人々が地域において生き生きとした生活が送れるよう、仕組みづくりをしてきたところです。

(2)本町の地域のとらえ方

本町においては、厚岸町全体を「地域」の単位とし、その地域にあった適切なサービス提供や施策の展開を図ることが求められます。

ただし、住民主体の福祉活動がそれぞれの地域で活発に展開されるためには、その活動目的や内容によってさまざまな形態が考えられます。

従って、計画上の「地域」にかかわらず、小学校区、自治会、さらに小さなグループ（例えば「向こう三軒両隣」など。また、場所だけでなく年齢や職種による構成も考えられます）も、活動の目標や課題等にふさわしい「地域」ととらえることとします。

2.地域がかかえる課題

(1)生活課題をもつ人、誰にも気付いてもらえない人、新たな支援を必要とする人への対応に関する課題

高齢者、障がい者(児)、児童・子育て中の親、孤立者への支援が必要であると共に、地域には支援を新たに必要とする人もいる。

古くから住んでいる人と新しく住み始めた人との間のふれあいが少ない。

突然の病気やけがなど、一時的に支援を必要とする人もいる。

人権擁護の観点・個人情報保護法等により、「支援が必要な人」の必要な情報も近隣に伝わらない。

(2)相談体制に関する課題

町域が広域のため、公共施設等の均等な設置等が不可能、個別対応も困難。

情報伝達手段が「広報誌」に偏っており、結果、情報が不足している。

各分野別に窓口が設けられており、総合相談窓口がなく、どこに相談すればよいかわからない。

各部署・各関連機関等の連携が重視されていない。

(3)コミュニケーションに関する課題

町域が広域のため、また気候等の関係もあり、地域活動拠点の整備・確保が困難。

世代間のつながりが希薄になっており、次の世代が育っていない(自治会等の地域組織の高齢化)。

人間関係の希薄化への対応が必要(ご近所づきあいの復活)。

(4)福祉意識の形成に関する課題

価値観の多様化やモラルの低下等が、人間関係や家族関係を変えている。

「福祉」への正しい理解や誰にも気付いてもらえない人との共感を持てるような努力が必要。

子どもころからの福祉教育が必要。

(5) 健康意識の形成に関する課題

地域がバックアップを行い「自分たちの健康は自分たちでつくる」意識の定着が必要。

早い時期から、主体的に健康づくりに取り組み、その大切さの自覚が必要。

普段からお互いに気にしあう、様子がおかしかったら声をかける等の動きが見られるようになることが必要。

(6) ボランティアに関する課題

ボランティアの育成・確保が必要、活動拠点の確保が必要。

ボランティアの受け手と提供者の間に意識・位置付けの食い違いが生じる場合がある。

多種多様なニーズに対応するためには、地域の担い手相互の協働が必要。

産業・仕事の関係で、行事等への参加が困難な場合がある。

ボランティアセンターをはじめ、ボランティア活動への認知・意識が低い。

(7) 地域再生に関する課題

厚岸町の特徴を生かしたり、地域に合った方策が求められている。

共に生き、共に支え合う活力のあるまちづくりという視点を大切にすることが必要。

健康・福祉活動が継続する環境を整えることが必要。

以上の課題を計画策定の視点としてとらえ、解決に向けた目標・方策を次章から述べるものとします。

第3章.計画の基本的考え方と目標

1.計画の基本的考え方

(1) コミュニケーションの場につどい、みんなが見守る社会をつくる

本町の地域福祉計画は、「まちづくりの柱」の一つである「健やかな笑顔あふれるきずなの形成をめざして」の実現を目指す計画です。

私たちが住む厚岸町を、

住民一人ひとりが共に生き、共に支え合うための場「コミュニケーションの場」がいたるところにあり、

その周りには、町や社会福祉協議会、施設などが、相談先として問題解決に向けて共に取組むために必要な明かりを常に明々と放ち、住民の誰もが疎外されないよう常に光を当てている社会とすることを目指します。

(2) 健康・福祉の輪でつながる社会をつくる

このような社会をつくるには、地域に住む住民が相互に相手を思いやる心を育て、すべての住民の参加・参画を得て地域の再生を進めていくことがこれからの健康・福祉文化を創造することにつながります。

しかし、住民一人ひとりの意識改革や地域の再生は即座に実現できるものではありません。

従って、本計画は、計画が計画としてあるのではなく、住民と健康推進活動・福祉活動を実践する人々が「健康推進の輪」「福祉の輪」となって、一步一步着実に、かつ発展的に進めるものと考えます。

本計画は、地域の住民とともに様々な地域の社会資源（地域の健康・福祉に貢献する人、場、仕組み）の若木が大地に根を張り、成長するために必要な施策を実施していくものとします。

(3) 健康・福祉のまちづくりを目指す

住民一人ひとりの積極的な参加・参画を得て、「健康・福祉のまちづくり」の実現に向けて行う施策の方向は次のとおりです。これらを行政や地域住民等が協働して行うとともに、着実な推進を図ります。

2.計画の目標 - 5つの柱 -

前項の基本的考え方に沿って、この計画を推進する方向性と目標を5つの柱にまとめました。

(1) 住民意識の高揚と参加の推進

地域の生活課題を改善・解決する活動や地域福祉計画の策定・評価に、地域の健康推進活動や福祉活動の担い手(注5)が積極的に参加・参画する仕組みを構築します。

また、ボランティア意識の若年層への普及と、地域活動(自治会活動、NPO活動など)への参加(とりわけ、女性および中高年齢の男性の呼び込み)の推進を図ります。

(注5) 地域の健康推進活動・福祉活動の担い手とは、行政のほか、地域住民、社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉委員、施設、赤十字奉仕団、自治会、食生活改善協議会、ボランティア、企業等、地域を構成するあらゆる人々や組織を指します。

(2) 地域の人材の確保・育成

地域の健康・福祉の推進のための人材の育成とともに、地域住民の経験や能力の活用を図ります。また、生活課題を自ら解決するためのノウハウなどを住民が取得できるよう、その推進を図ります。

(3) 地域の場所の活用

地域の健康推進活動・福祉活動が活発に行われるよう、学校施設、公益施設、社会福祉施設や、商店あるいは個人の家も含め、地域にあるさまざまな場所を活用できる方策を検討します。

(4) 地域住民が孤立することのない相談機能の強化

地域の見守り機能を強化する方策を検討、推進します。

そのために、住民ニーズに即時に対応できる体制づくりを目指し、だれもが気軽に相談でき、総合的に情報を得られる仕組みづくりを推進します。

また、身近な地域の健康推進・福祉推進のための公私サービスが提供されるよう、権利擁護等さまざまな事業や制度の創設・活用を検討します。

さらに、新たな支援を必要とする人々も適切なサービスを受けることができるような仕組みを構築していきます。

(5) 連携のための調整機能の充実

地域の福祉を推進するためには、行政がその支援を行なうことはもちろんですが、社会福祉協議会の機能が重要な資源となります。

従って、社会福祉協議会が、さまざまな福祉活動の担い手との相互の連絡、事業の調整を行なう地域福祉の要となるよう調整機能の充実を図ります。

また、本計画とともに地域福祉推進について車の両輪となる社会福祉協議会の地域福祉実践計画が着実に推進されるよう支援します。

併せて、行政内部の連絡調整や関係諸機関との連携についても積極的に推進していきます。

第4章. 具体的施策と各主体の役割

本町の将来推計人口によると、65歳以上人口の割合は、平成17年の25.1%から、平成23年には29.0%に達すると予測されています。

急速に少子・高齢化が進む中で、地域のさまざまな健康課題や生活課題を解決するためには、それぞれの地域で常に見守りが行われ、支援を必要とする人も含めた地域のすべての人々に十分な情報が届き、適正にサービスが提供される社会であることが大切です。

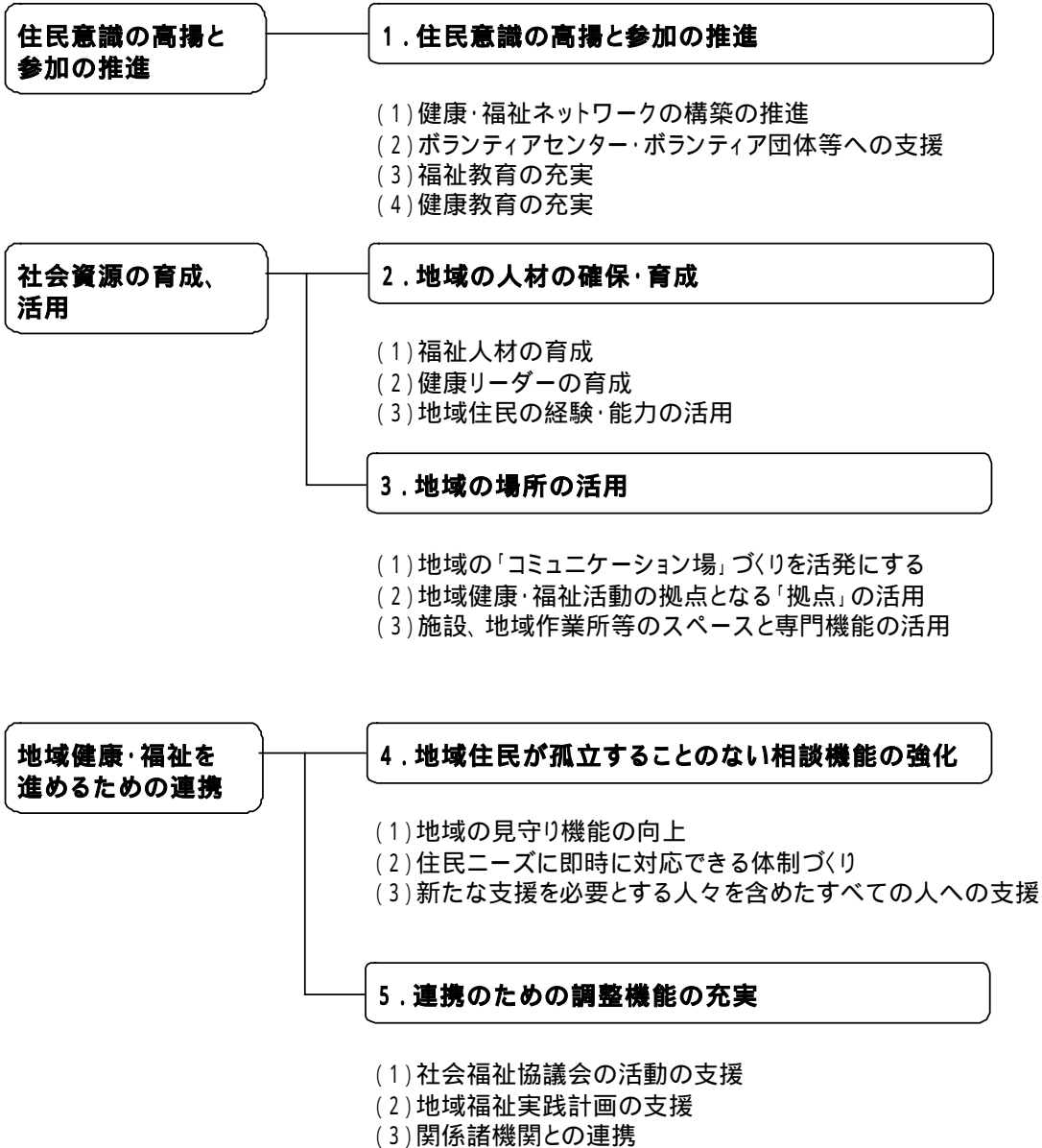
また、誰もが地域に貢献でき、生きがいをもって暮らすことができるまちづくりが、地域の活性化にもつながります。

このため、前章の基本的考え方に基づいてそれぞれの目標を達成するために、本計画では、次の3つの項目を重点的に進める施策として掲げます。

住民意識の高揚と参加の推進
社会資源の育成、活用
健康・福祉を進めるための連携

これらの達成に向けて、行政や地域住民が協働して行う具体的な施策とそれぞれの役割をこの章でまとめました。

【計画の重点施策】



1.住民意識の高揚と参加の推進

(1)健康・福祉ネットワークの構築の推進

課 題

共に生きるまちづくりを進めるためには、人々が手を携えて、生活のよりどころである地域に根ざして助け合うことが求められています。

また、社会福祉を限られた社会的に弱い立場にある人々に対するサービスとしてだけでなく、地域社会での多様な生活課題を、地域全体で取り組む仕組みが求められています。

そして健康課題についても、健康課題を持つ人だけでなく、健康である人もそれを維持することが可能なプログラムを用意する等の健康推進活動に、地域全体で取り組む仕組みが求められています。

解決のための施策

それぞれの地域社会を健康で心のふれあう、安心して暮らせるまちにしていくために、住民自らができることを考え、進めていく環境づくりが必要です。

このためすべての自治会へ食生活改善推進員や福祉委員を配置し、自治会役員、民生委員児童委員等との情報交換や課題の検討の場を設置し、住民として自ら取り組むべきことを協議します。そこで、地域の健康課題や福祉課題を明らかにすることにより、住民同士の助け合いの必要性について認識を深め、地域の健康推進活動・福祉活動のリーダーを育成します。

また、食生活改善推進員・福祉委員等が中心となり、住民一人ひとりの健康推進活動・福祉活動への参加を促し、健康や福祉に対する住民意識を深めることにより、健康推進活動・福祉活動を通じた地域の再生を図ります。

実施主体： 地域 健康推進活動・福祉活動の実施
社協 関係者・専門機関との調整
福祉委員への研修の実施
全体会議による情報交換と課題の検討
町 情報提供等の支援（保健介護課、福祉課、町立厚岸病院、教育委員会）
食生活改善推進員への支援

(2) ボランティアセンター・ボランティア団体等への支援

課 題

それぞれの地域で人々が主体的に活動するための支援が求められています。

解決のための施策

より多くの住民が地域活動に参加できるよう、活動の場や仕組みを充実することが必要です。

すでにある社会福祉協議会のボランティアセンターの機能の充実・強化を支援し、中心的役割を担うものとしていきます。

また、各地域で活動しているボランティア団体についても、その活動の充実・強化を支援していきます。

実施主体： 社協 機能強化の検討
ボランティア団体運営等活動経費の助成等
町 ボランティアセンター運営等活動経費の助成

(3) 福祉教育の充実

課 題

かつての家庭や地域が持っていた相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的つながりも希薄化している中で、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする気持ちを育むことが求められています。

解決のための施策

福祉教育を充実するとともに、家庭や地域での福祉に対する意識の高揚を図る方策を検討します。

また、福祉体験の場となる施設等の受け入れ体制も整備することにより、住民（子どもものときから）の福祉意識を育てる環境づくりを進めます。

実施主体： 町・社協 受け入れの調整、体制の充実
福祉体験メニューの検討
町（教委） 学校や生涯学習等の時間の活用

(4) 健康教育の充実

課 題

少子高齢化の進む中、食生活やライフスタイルの変化により、中高年層を中心に糖尿病、循環器系疾患、がん等の生活習慣病が増加し、長寿を満喫することができない人が増加しています。そこで地域がバックアップを行い、「自分たちの健康は自分たちでつくる」という考え方の意識の定着が求められています。

解決のための施策

食育の推進、季節を問わない運動習慣の確立等、生活習慣病予防のための基礎を子どもときから作ります。

また、町立厚岸病院との連携により、年代を問わず「健康」への意識改革を推進します。

実施主体：	町	健康相談等の開催 実施体制の調整・充実
	町・町（教委）	食育、歯の健康等健康教育の推進
	町（町立病院）	お茶の間健康づくり医療懇談会
	町（教委）	軽スポーツの普及

2.地域の人材の確保・育成

(1)福祉人材の育成

課 題

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参加・参画していくことが求められています。

解決のための施策

研修会などを活用し、町職員、社会福祉協議会職員、民生委員児童委員等の資質の向上を図り、福祉人材の育成に努めます。

実施主体： 町・社協 研修会等への参加

(2)健康リーダーの育成

課 題

地域住民が、日常の生活において食生活・運動習慣等について「自分で考えて行動できる」ように、率先して地域の健康を推進するリーダーとなる人が求められています。

解決のための施策

地域で健康推進に寄与している人、各種スポーツに親しんでいる人等をはじめ多くの町民の中から健康リーダーの育成を図ります。

実施主体： 地域 各地域における健康リーダー候補の発掘
町・町（教委） 健康リーダー候補発掘への支援

(3) 地域住民の経験・能力の活用

課 題

障がいの有無、性や年齢が異なることなどにかかわらず、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を保障することが求められています。

解決のための施策

高齢者、障がい者はもちろんのこと、看護師・保育士などの資格や様々な特技を持ちながらそれを生かせていない人々も、その経験や能力を地域活動に生かす方策として、地域にある人材を発掘するとともに、ボランティアセンターに登録し、これを有効に活用できるように、その情報のネットワーク化を推進します。

実施主体：	地域	地域人材の発掘
	社協・町	地域人材の発掘への支援

3.地域の場所の活用

(1)地域の「コミュニケーションの場」づくりを活発にする

課 題

人間関係の希薄化を解消するために、地域住民相互の連帯や心のつながりと、そのために必要なシステムが求められています。

解決のための施策

住民同士のつきあいが深まる「コミュニケーションの場」の開拓を進めます。

自治会、町社会福祉施設等の協力を得て、将来的には、各自治会程度のエリアにそのような場ができるように進めていきます。

たとえば、事業継承者がいないため廃業を検討している店舗を、地域の住民が買い物をする際の一時的な寄合や相談の場とすることにより、店主の見守りや地域のコミュニケーションが図られるよう、さまざまな社会資源の活用を考えます。

実施主体： 地域 「コミュニケーションの場」の開拓、運営
社協 運営の調整
町 調整、支援方法の検討

(2)健康・福祉活動の場となる「拠点」の活用

課 題

より活発な地域活動や地域での見守りが行える「拠点」として、活動に利用できる場所が求められています。

解決のための施策

公共施設については運用の拡大を図り、新たな公共施設の建設時には地域開放スペースの設置を検討します。

実施主体： 社協・町・町（教委） 公共施設の利用についての調整

(3) 施設、地域作業所等のスペースと専門機能の活用

課 題

地域福祉活動の担い手のひとつであり、大きな社会資源でもある施設や地域作業所等の積極的な参加・参画が求められています。

解決のための施策

地域にある社会福祉施設等は、地域福祉にとって、活動の場としてだけでなくその専門知識の活用を期待できる大きな資源と考えられます。

施設の社会化の観点から、施設等の地域住民への開放をお願いすると共に、職員の専門知識を活用し、施設等が「コミュニケーションの場」や「拠点」として、場合によっては緊急避難の場所となるような方策を検討します。

実施主体： 施設・町 施設の活用についての検討

4.地域住民が孤立することのない相談機能の強化

(1) 地域の見守り機能の向上

課 題

地域住民が孤立したり、生活課題をかかえたときに、声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくりが求められています。

解決のための施策

民生委員児童委員、福祉委員等の研修や、行政との情報交換により、その専門能力の向上を図ります。

また、民生委員児童委員や福祉委員、社会福祉協議会、施設等と行政との協働（行動連携ネットワーク）によって、適切なサービスがサービスを必要とする人に確実に届く仕組み（地域福祉の「拠点」の機能）を構築します。

実施主体： 地域 隣近所での見守りの推進
社協 福祉委員の役割・機能の強化、研修
町 民生委員児童委員の研修、情報提供の仕組みづくり

(2) 住民ニーズに即時に対応できる体制づくり

課 題

地域住民のかかえる生活課題・健康課題を総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスが提供される体制を身近な地域において構築することが求められています。

解決のための施策

社会福祉協議会、施設、ボランティア団体、民生委員児童委員、食生活改善推進員などとの協働（行動連携ネットワーク）体制を強化するとともに、行政内部の部局間を調整する窓口を設け、住民からの情報提供要請などに的確に対応する仕組みをつくります。

実施主体： 町 わかりやすい相談体制の検討

(3) 新たな支援を必要とする人々を含めたすべての人への支援

課 題

貧困等に陥った人々等が社会的に孤立することのない地域社会をつくり、すべての人の権利をさまざまな侵害から擁護していく地域住民の活動とシステムが求められています。

解決のための施策

新たな支援を必要とする人々を含め、すべての人が適切なサービスを受けられるよう、権利擁護等さまざまな事業活用を検討し、前項の協働（行動連携ネットワーク）体制の強化とあわせて、すべての人を支援できるようにします。

実施主体： 社協・町 権利擁護等による支援のための事業の活用の検討

5.連携のための調整機能の充実

(1) 社会福祉協議会の活動の支援

課 題

社会福祉協議会が地域福祉の要として、より充実した活動を展開することが求められています。

解決のための施策

社会福祉協議会がこれまで培ってきた福祉活動の経験や実績を基盤に、地域福祉の要として幅広い活動を進められるよう、社会福祉協議会職員の育成のため研修制度を検討します。

実施主体： 社協 研修制度の検討
町 支援

(2) 地域福祉実践計画実施の支援

課 題

地域福祉実践計画と本計画との連携を図り、本町の地域福祉を着実に推進することが求められています。

解決のための施策

地域福祉推進の両輪となる地域福祉実践計画と本計画との整合性を図りながら、社会福祉協議会の年次活動を支援します。

実施主体： 社協・町 計画実施に関する調整

(3) 関係諸機関との連携

課 題

健康・福祉の推進にあたっては、協力を必要とする機関、団体等への積極的な働きかけが求められています。

解決のための施策

福祉課・保健介護課を中心に、行政内部の連絡調整や関係諸機関への協力依頼等について積極的に推進します。

また、行政内部や関係諸機関との連絡会議等を定期的を開催し、互いの協力体制等について検討し、地域の健康・福祉の推進に努めます。

実施主体： 町 関係諸機関との連絡調整

第5章.計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、地域の健康・福祉活動の担い手の健康や福祉に対する意識や関心を高め、互いに連携や協力しあえる社会的な環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

第4章でとりあげた「健康・福祉ネットワークの構築の推進」は、こうした気運の醸成を期待するものであり、将来的にそれぞれの地域が自らの地域に合った計画を策定できるほどに地域の健康及び福祉が進展することが望ましいと考えます。

また、町は計画の実現に向けて、庁内に厚岸町地域福祉計画調整推進会議を設置し、本来なすべき施策はもちろん、関係団体や機関との協働、支援を行なう一方、計画の進捗状況により本計画を見直すものです。

1 . 計画策定の経緯

月 日	経 過
平成 18 年 1 月 12 日	平成 17 年度第 4 回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会開催
平成 18 年 7 月 28 日	平成 18 年度第 1 回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会開催
平成 18 年 8 月 7 日	厚岸町課長会議開催
平成 18 年 8 月 25 日	団体アンケート
平成 18 年 9 月 7 日	住民アンケート
平成 19 年 1 月 12 日	平成 18 年度第 2 回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会開催
平成 19 年 1 月 15 日 16 日	地域福祉実践計画勉強会（福祉課・保健介護課 厚岸町社会福祉協議会）
平成 19 年 1 月 30 日	平成 18 年度第 3 回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会開催
平成 19 年 2 月 7 日	厚岸町社会福祉協議会関係者への素案の説明
平成 19 年 2 月 9 日	平成 18 年度第 4 回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会開催
平成 19 年 2 月 13 日	厚岸町民生委員児童委員協議会への素案の説明
平成 19 年 2 月 19 日	座談会実施（厚岸町社会福祉センター）
平成 19 年 2 月 28 日 ～ 3 月 20 日	厚岸町地域福祉計画（素案）の公開 住民等からの意見・提案募集（期間：3月20日まで）
平成 19 年 3 月 24 日	福祉講演会開催
平成 19 年 3 月 27 日	平成 18 年度第 5 回厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会開催
平成 19 年 3 月 29 日	厚岸町政策会議開催

1.厚岸町保健・医療・福祉総合サービス調整推進委員会名簿

行政機関・団体等	名 称	職 名	委 員
保健医療関係	町立厚岸病院	内科医長	寺 田 豊
	厚岸町医歯会	会 長	秋 田 聡
福祉団体等関係	厚岸町社会福祉協議会	会 長	会 田 十四吉
	厚岸町民生委員児童委員協議会	会 長	酒 井 孝 三
	厚岸町自治会連合会	副 会 長	小 川 浩
	厚岸町老人クラブ連合会	監 事	高 橋 奏
	厚岸町女性団体連絡協議会	会 長	柿 崎 多佳子
	厚岸町ボランティア連絡協議会	会 長	堤 美津子
	難病連厚岸浜中支部	支 部 長	田 宮 滋 子
	厚岸地区連合会	会 長	村 井 政 明
	身体障害者福祉協会厚岸町分会	分 会 長	鈴 木 勉
	厚岸漁業協同組合	職務代行理事	立 浪 栄 一
	釧路太田農業協同組合	参 事	野 呂 順 一
	厚岸町商工会	青年部長	成 澤 則 充
		女性部長	三 村 真理子
	厚岸町手をつなぐ親の会	会 長	上 月 時 夫
	厚岸町コミュニケーション障害の会	事 務 局	室 崎 正 之
	厚岸町食生活改善協議会	会 長	五 味 佐恵子
	厚岸町消費者協会	会 長	菅 江 喜 江
	せーくらべ	代 表	菊 池 智 美
厚岸町共同作業所運営委員会	委 員 長	西谷内 純 一	
町行政関係	厚岸町	助 役	大 沼 隆
	厚岸町教育委員会	教 育 長	富 澤 泰
地域福祉計画策定臨時委員			小野寺 敏 雄

